様式第十四の備考５を削り、同様式の備考６中「備考７から10まで」を「備考６から９まで」に改め、同備考を同様式の備考５とし、同様式中備考７を備考６とし、同様式の備考８中「又は提出する書類に印を押さず若しくは識別ラベルをはらないでした手続」及び「、「代表者」」を削り、同備考を同様式の備考７とし、同様式中備考９を備考８とし、備考10から備考15までを一つずつ繰り上げ、同様式の備考16中「15」を「14」に、「16、18、22から24まで及び33から37」を「17、21から23まで及び32から36」に改め、同備考を同様式の備考15とする。

様式第十五の備考３及び様式第十六の備考３中「記載し、代表者の印を押す」を「記載する」に改める。

様式第十八の備考８中ただし書を削り、同様式の備考９を削り、同様式中備考10を備考９とし、備考11を備考10とし、備考12を備考11とし、備考13を備考12とし、同様式の備考14中「記載し、その横に印を押す」を「記載する」に改め、同備考を同様式の備考８とし、同様式中備考15を備考14とし、備考16から備考20までを一つずつ繰り上げ、同様式の備考21中「第３項」を「第２項」に改め、同備考を同様式の備考20とし、同様式中備考22を備考21とする。

様式第十九の備考６中「第３項」を「第２項」に改め、同様式の備考７中「11から13まで、20及び22」を「10から12まで、19及び21」に改める。

様式第十九の二の備考６中「、11及び13から20」を「及び12から19」に改める。

様式第二十の備考11中「、11及び13から20」を「及び12から19」に改める。

様式第二十一の備考８中「11まで及び13から20」を「10まで及び12から19」に改める。

様式第二十二の備考４中「は本人の印（」を「であつて」に改め、「並びに印）」を削り、同様式の備考７中「11、13及び16から20」を「10、12及び15から19」に改める。

（商標法施行規則の一部改正）

第二十条　商標法施行規則の一部を次のように改正する。

第一条第三項を削る。

第六条の二第三項中「特許法施行規則」の下に「（昭和三十五年通商産業省令第十号）」を加える。

第十六条第二項中「又は印鑑」を削る。

第十八条第二項を削り、同条中第三項を第二項とし、第四項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第十九条第三項中「及び第四項」を削る。

第二十二条第一項中「第六十九条第三項」を「第六十九条第二項」に、「第十八条第三項」を「第十八条第二項」に改める。

様式第十三、様式第十四及び様式第二十一中「㊞」を削る

様式第一の備考11中「書いて印を押す」を「記載する」に改める。

様式第二の備考５中「特例法施行規則」を「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成２年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）」に改め、同様式の備考24中「記載し、その横に印を押す」を「記載する」に「記載し、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考25を削り、同様式中備考26を備考25とし、備考27を備考26とし、同様式の備考28中「備考27」を「備考26」に改め、同備考を同様式の備考27とし、同様式中備考29を備考28とし、備考30を備考29とし、備考31を備考30とし、同様式の備考32中「は本人の印及び識別ラベル（」を「であつて」に改め、「並びに印及び識別ラベル）」を削り、同備考を同様式の備考31とし、同様式中備考33を備考32とし、備考34から備考47までを一つずつ繰り上げる。

様式第八の二の備考６中「25まで、27、30、32及び41から45」を「24まで、26、29、31及び40から44」に改める。

様式第九の二の備考３中「記載し、その横に印を押す」を「記載する」に、「記載し、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考６中「30から32まで及び41から44」を「29から31まで及び40から43」に改める。

様式第十の備考２中「記載し、その横に印を押す」を「記載する」に「記載し、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考８中「25、27、30から32まで及び41から44」を「26、29から31まで及び40から43」に改める。

様式第十の二の備考２中「25、27、30、32及び41から45」を「26、29、31及び40から44」に改める。

様式第十一の備考３中「備考16及び17」を「備考15及び16」に改め、同様式の備考６を削り、同様式中備考７を備考６とし、備考８を備考７とし、同様式の備考９中「備考８」を「備考７」に改め、同備考を同様式の備考８とし、同様式中備考10を備考９とし、備考11を備考10とし、備考12を備考11とし、備考13を備考12とし、同様式の備考14中「印及び識別ラベル（承継人が法人の場合にあつては「【代表者】」の欄並びに印及び識別ラベル）」を「「【代表者】」（承継人が法人の場合に限る。）」に改め、「不要とし、」の下に「「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「譲渡人の手続である。」のように記載する。」を加え、「（権利の承継を証明する書面がその謄本若しくは抄本であつて認証のあるもの又は譲渡人及び譲受人が記名し、印を押したものであるときに限る。）」及び「（備考17に該当するときを除く。）」を削り、同備考ただし書を削り、同備考を同様式の備考13とし、同様式中備考15を備考14とし、備考16を備考15とし、備考17を備考16とし、同様式の備考18を削り、同様式の備考19中「29から32まで、35、37及び41から45」を「28から31まで、34、36及び40から44」に改め、同様式の備考16の次に次のように加える。

17　第22条第１項において準用する特許法施行規則第５条第１項に規定する「権利の承継を証明する書面」は、売買、贈与等によるときは「譲渡証書」等、相続によるときは「戸籍の謄本」及び「住民票」等、法人の合併によるときは「登記事項証明書」等とする。「譲渡証書」等には、譲渡人が記名し、印（本人確認できるものとする。この様式において同じ。）を押さなければならない。

18　第22条第１項において準用する特許法施行規則第６条に規定する「許可、認可、同意若しくは承諾を証明する書面」又は第22条第２項において準用する同規則第27条第１項に規定する「持分について証明する書面」には、その作成者が記名し、印を押さなければならない。

様式第十一の三の備考５中「25、27、30から32まで及び41から45」を「26、29から31まで及び40から44」に改める。

様式第十二の備考11中「記載し、その横に印を押す」を「記載する」に「記載し、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考12を削り、同様式中備考13を備考12とし、備考14を備考13とし、同様式の備考15中「は本人の印及び識別ラベル（」を「であつて」に改め、「並びに印及び識別ラベル）」を削り、同備考を同様式の備考14とし、同様式中備考16を備考15とし、備考17から備考26までを一つずつ繰り上げる。

様式第十三の備考４中「記載し、代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考６中「は本人の印（」を「であつて」に改め、「及び印）」を削る。

様式第十四の備考２中「記載し、代表者の印を押す」を「記載する」に改める。

様式第十四の二の備考９中「25、27、30から32まで、34から36まで及び41から45」を「26、29から31まで、33から35まで及び40から44」に、「備考36」を「備考35」に改める。